

高鍋町告示第26号

平成23年第2回高鍋町議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年5月31日

高鍋町長 小澤 浩一

1 期 日 平成23年6月6日(月)

2 場 所 高鍋町役場議場

○開会日に応招した議員

水町 茂君	徳久 信義君
岩崎 信や君	緒方 直樹君
池田 堯君	中村 末子君
黒木 正建君	後藤 隆夫君
青木 善明君	松岡 信博君
永友 良和君	柏木 忠典君
八代 輝幸君	津曲 牧子君
時任 伸一君	山本 隆俊君

○6月8日に応招した議員

同上

○6月10日に応招した議員

同上

○6月13日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

平成23年 第2回(定例)高鍋町議会会議録(第1日)

平成23年6月6日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成23年6月6日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 例月現金出納検査結果報告
 - (3) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報告第1号 平成22年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第2号 平成22年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成23年度会計予算について
- 日程第6 議案第24号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第25号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第26号 高鍋町県営土地改良事業に係る分担金に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第27号 平成23年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸報告
- (1) 議長の会務報告
 - (2) 例月現金出納検査結果報告
 - (3) 町長の政務報告
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報告第1号 平成22年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第2号 平成22年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成23年度会計予算について
- 日程第6 議案第24号 高鍋町税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第25号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第26号 高鍋町県営土地改良事業に係る分担金に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第27号 平成23年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)

出席議員（16名）

1番	水町	茂君	2番	徳久	信義君
3番	岩崎	信や君	5番	緒方	直樹君
6番	池田	堯君	7番	中村	末子君
8番	黒木	正建君	10番	後藤	隆夫君
11番	青木	善明君	12番	松岡	信博君
13番	永友	良和君	14番	柏木	忠典君
15番	八代	輝幸君	16番	津曲	牧子君
17番	時任	伸一君	18番	山本	隆俊君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	壱岐	昌敏君	事務局補佐	野中	康弘君
議事調査係長	山下	美穂君			

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	小澤	浩一君	副町長	……………	川野	文明君
教育長	……………	萱嶋	稔君	代表監査委員	……………	黒木	輝幸君
総務課長	……………	間	省二君	政策推進課長	……………	森	弘道君
建設管理課長	……………	芥田	秀則君	農業委員会事務局長	…	松木	成己君
産業振興課長	……………	長町	信幸君	会計管理者兼会計課長	…	原田	博樹君
町民生活課長	……………	三浦	敏君	健康福祉課長	……………	井上	敏郎君
税務課長	……………	田中	義基君	上下水道課長	……………	森	俊彦君
教育総務課長	……………	黒水	日出夫君	社会教育課長	……………	三嶋	俊宏君

午前10時00分開会

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から平成23年第2回高鍋町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、黒木正建議員。

○議会運営委員会委員長（黒木 正建君） 8番。おはようございます。第2回定例会招集に当たり、議会運営委員会を開きましたので御報告いたします。

去る6月1日午前10時より、第3会議室において議会運営委員会が行われました。委員全員出席、議長、副議長もオブザーバーとして出席、執行部、事務局も同席いたしました。

今回の案件は、平成22年度の繰越明許費繰越計算、高鍋衛生公社の平成22年度決算及び平成23年度予算についての報告2件、条例の一部改正が3件、一般会計補正予算1件の合計6件であります。

また、意見書については議員協議会で説明の後、提案するかを決定することになっていきますので、御協力をお願いします。

案件ごとの説明を執行部より受け、委員に質疑を求めたところ、条例改正に伴う質疑などがありましたが、詳細については本会議の総括質疑などで行うとのことでありました。事務局より、日程の説明及び意見書提案についての流れが説明されました。

議員各位の御協力をお願いして、議会運営委員会の報告といたします。

以上です。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（山本 隆俊） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、11番、青木善明議員、12番、松岡信博議員を指名いたします。

日程第2. 諸報告

○議長（山本 隆俊） 日程第2、諸報告を行います。

まず、議長の会務報告につきましては、別紙がお手元に配付してありますが、これにより朗読及び説明を省略して差し支えありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議長の会務報告は朗読及び説明を省略いたします。

次に、例月現金出納検査結果に関する報告が提出されましたので、お手元に配付してあります。

次に、町長の政務報告を行います。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。おはようございます。平成23年3月1日から平成23年5月31日までの主だった政務について御報告申し上げます。

まず、火災防御訓練についてでございますが、3月6日、日曜日、小丸川河川敷広場において、火災防御訓練を実施いたしました。今回の訓練は、宮崎県の防災救急ヘリコプター「あおぞら」に参加していただき、消防団との連携による中継送水訓練及び情報収集訓練を実施いたしました。各部とも機敏な動作で訓練に努め、地域住民の生命と財産を守るという崇高な使命にふさわしい訓練内容となりました。

次に、第20回石井十次賞贈呈式についてでございますが、4月11日、月曜日、高鍋

町中央公民館で開催されました。今回は、児童福祉に多大な御功績を残されております、大阪府の社会福祉法人救世軍希望館及び社会福祉法人石井記念友愛社が受賞されました。

次に、災害派遣職員壮行会についてでございますが、5月2日、月曜日、第1会議室において、災害派遣職員壮行会を実施いたしました。災害派遣として、職員2名を5月13日から5月23日まで宮城県に派遣いたしました。同じく職員2名を5月29日から6月8日まで、現在宮城県に派遣しております。また、職員組合のボランティア活動として、5月6日から5月16日まで職員2名が同じく宮城県で活動をいたしました。今後も、要請に応じて積極的に職員を派遣してまいりたいと考えております。

次に、宮崎県総合防災訓練にかかる高鍋会場津波訓練についてでございますが、5月22日、日曜日、高鍋東中学校ほか2箇所において津波訓練を実施いたしました。各地区とも多数の町民の皆様の参加があり、地域住民が避難方法、経路について考える機会となったのではないかと考えております。今後とも、出前講座等により、津波を初めとしたあらゆる災害に対する住民意識の向上を図ってまいりたいと考えております。なお、その他の政務につきましても、お手元の政務報告にて御確認いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 以上で、日程第2、諸報告を終わります。

日程第3. 会期の決定

○議長（山本 隆俊） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、会期日程予定表のとおり、本日から6月13日までの8日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から13日までの8日間に決定いたしました。

日程第4. 報告第1号

日程第5. 報告第2号

○議長（山本 隆俊） 日程第4、報告第1号平成22年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算についてから日程第5、報告第2号平成22年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成23年度会計予算についてまで、以上、2報告を一括議題といたします。

町長の報告を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。報告第1号平成22年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算について及び報告第2号平成22年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成23年度会計予算について一括して御報告を申し上げます。

まず、報告第1号平成22年度高鍋町一般会計繰越明許費繰越計算についてでございますが、保育園整備事業外19件の事業につきまして、繰越明許費繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。

ございます。

村づくり交付金事業につきましては12月議会で、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業13件と住民生活に光をそそぐ臨時交付金事業4件は2月の第4回臨時会で、大時計台補修事業及び社会資本整備総合交付金事業は3月議会において、それぞれ繰越明許費設定の議決をいただいたところでございますが、繰越額が確定いたしましたので御報告するものでございます。

次に、報告第2号平成22年度株式会社高鍋衛生公社会計決算及び平成23年度会計予算についてでございますが、地方自治法第243条の3第2項の規定により、これらについて御報告申し上げるものでございます。

以上、2件につきまして御報告申し上げます。

日程第6. 議案第24号

日程第7. 議案第25号

日程第8. 議案第26号

日程第9. 議案第27号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第6、議案第24号高鍋町税条例の一部改正についてから日程第9、議案第27号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）まで、以上、4件を一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。議案第24号高鍋町税条例の一部改正についてから議案第27号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）についてまでを一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第24号高鍋町税条例の一部改正についてでございますが、今回の東日本大震災により被害を受けられた方への税制上の対応のうち、地方税分の措置を規定するための条例改正でございます。

まず、住民税課税計算に使用します住宅家財等に係る雑損控除について、本来24年度適用であるものを23年度住民税での適用を可能とするための改正、同じく、被災地の新築住宅について住宅ローン控除の適用が数年残っている場合、本来は24年度分までしか適用できないところを25年度以降も継続適用とするための改正、そして、固定資産税の賦課徴収に関して、災害により滅失、崩壊した住宅の敷地の用に供されていた土地については、今後10年度分は住宅用地とみなす措置がとられることとなりますが、その納税義務者の提出すべき申告書の内容について規定するための改正、これらについて所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第25号高鍋町国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、平成23年度国民健康保険税賦課限度額の改正につきまして、基礎課税限度額を現行50万円から1万円引き上げて51万円とし、後期高齢者支援金等課税限度額を現行13万円か

ら1万円引き上げて14万円とし、介護納付金課税限度額を現行10万円から2万円引き上げて12万円とするものでございます。また、被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、その被扶養者となっていた者が新たに国民健康保険の被保険者となった場合、これまでは、資格取得から2年間の限定で保険料軽減措置がとられてきました。今回、その2年間という期限を撤廃し、その軽減措置を継続することとするものでございます。これらについて所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第26号高鍋町県営土地改良事業に係る分担金に関する条例の一部改正についてでございますが、尾鈴地区国営かんがい排水事業の関連事業といたしまして、平成24年度以降着手を予定しております県営事業の※戸別所得補償実施円滑化基本整備事業の地元分担金の負担割合を本条例に追加するため、所要の改正を行うものでございます。分担金の額といたしましては、県営事業費の8.3%の範囲内で当該事業の施行により、利益を受ける土地の地籍割合及び散水施設の設置による散水施設割により、算出することとするものでございます。

次に、議案第27号平成23年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は歳入歳出それぞれ※2,541万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ67億5,540万1,000円とするものでございます。

補正の主なものは、東日本大震災復興支援に係る職員派遣旅費、同じく災害見舞金として支出する郡町村会負担金、障害者自立支援法改正に伴うシステム改修委託、公用車購入費、大規模担い手育成等コスト低減対策事業補助金、埋却地管理支援事業補助金、尾鈴土地改良事業県営事業推進補助金、伐倒駆除松撤去作業委託、観光振興による地域活性化促進事業委託、小中学校図書購入事業、スクールアシスタント事業等でございます。財源といたしましては、県支出金、寄附金、繰越金でございます。

以上、4件の議案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

訂正をお願いいたします。尾鈴地区の国営かんがい排水のところで、県営事業の戸別所得補償実施円滑化基盤を「基本」と言ったそうですので、基盤整備事業に訂正をお願いいたします。

それから、議案第27号の一般会計補正予算のところで2,541万円と言ったそうです。2,540万1,000円に訂正をお願いいたします。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会いたします。

この後の10時30分から議員協議会を開催いたしますので、第3会議室のほうにお集まりください。

午前10時20分散会

※後段に訂正あり